審　査　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名：	道路交通法
根　拠　条　項：	第101条第６項
処 分 の 概 要：	免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第95条の６第１項及び第２項（免許証等の有効期間）、第101条第１項及び第７項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の２の２第１項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第101条の３（更新を受けようとする者の義務）、第101条の４第１項から第３項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の７（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の６（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の６の２（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）第29条の２の２（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第１条（講習の基準）、第２条（講習の基準）
審　査　基　準：	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：	運転免許課は申請の当日中 運転免許課以外の施設において申請が行われた場合は14日
申　　請　　先：	徳島県公安委員会（警察本部交通部運転免許課）
問 い 合 わ せ 先：	警察本部交通部運転免許課（０８８－６９９－０１１０）
備　　考：	